

国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額の計算及び銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ( )

別表六(二)付表二 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額の計算に関する明細書

国外事業所等の名称等	名 称 1	国外事業所等帰属資本相当額 (別表六(二)付表三「9」、「14」、「24」、「34」、「38」、「44」又は「54」)	10	円	
	国 名 又 は 地 域 名 2	国外事業所等に係る資産の帳簿価額の平均残高	11		
	所 在 地 3				
	主 たる 事 業 4	国外事業所等に係る負債の帳簿価額の平均残高	12		
負債の利子の額	国外事業所等を通じて行う事業に係る負債の利子の額 5	国外事業所等に係る自己資本の額	13	円	
	(5)のうち国外事業所等から本店等に対する内部支払利子の額 6				
	(5)のうち本店配賦経費に含まれる負債の利子の額 7	損金不算入額	14		
	(5)のうち銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額(20) 8				((10) - (13)) と (14) のうち少ない金額 (マイナスの場合は0) 15
	計 (5)-(8) 9				

II 銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額の計算に関する明細書

規制上の自己資本の額 (別表六(二)付表三「35」) 17	円	国外事業所等帰属資本相当額 (10) 19	円
(17)に係る負債につき銀行等が支払う負債の利子の額 18		損金算入額 (18) × $\frac{(19)}{(17)}$ 20	